

○財務省告示第三百四十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年九月二十九日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債	第二回	七億円	九十六円八十五銭
動・物価連債	第三回	五億円	九十二円七銭
十年	第四回	三十億円	九十一円十三銭
十年	〃	三十億円	九十一円十五銭
十年	〃	三十億円	九十一円二十銭
十年	第六回	十五億円	九十二円八銭
十年	〃	三億円	九十二円十八銭
十年	〃	一億円	九十二円十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第十回	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	第七回	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十億円	四億円	五十二億円	十億円	四十六億円	十億円	二億円	三十九億円	四億円	二億円	七十億円	二億円	二十億円	七億円	十四億円	五億円	二十二億円
九十二円四十二銭	九十二円二十七銭	九十二円九十三銭	九十二円七十二銭	九十二円二十九銭	九十二円十七銭	九十二円八銭	九十二円六銭	九十一円九十九銭	九十一円九十八銭	九十一円六十銭	九十二円五十八銭	九十二円四十八銭	九十二円三十八銭	九十二円三十三銭	九十二円二十八銭	九十二円二十六銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	第十四回	第十三回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第十二回	〃	〃	第十一回	〃
二十億円	十億円	二十億円	九億円	六億円	三十億円	十億円	七億円	十億円	四億円	十一億円	五億円	五億円	三億円	百億円	百五十億円	三億円
九十一円七十九銭	九十一円七十八銭	九十一円七十四銭	九十一円七十三銭	九十二円九十九銭	九十二円五十銭	九十二円四十一銭	九十二円三十九銭	九十二円三十六銭	九十二円二十五銭	九十二円十一銭	九十二円一銭	九十二円	九十二円九十三銭	九十二円六十九銭	九十二円四十九銭	九十二円五十三銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	〃	〃	〃	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	〃
円一千百十六億	五億円	二十億円	五億円	十六億円	十八億円	十二億円	十二億円	二億円	五億円	七十九億円	十億円	十億円	十億円	十億円	二十六億円
	九十二円四十四銭	九十二円四十銭	九十二円二十四銭	九十二円二十一銭	九十二円十四銭	九十二円十三銭	九十二円八銭	九十三円二十銭	九十三円九銭	九十三円六銭	九十二円九十銭	九十二円十四銭	九十二円四銭	九十一円九十四銭	九十一円八十四銭